資料地－28－1

情報通信審議会 情報通信技術分科会 ITU部会
地上業務委員会(第27回) 議事概要（案）

１　開催日時
平成２５年１１月６日（水）10:00～12:10

２　場所
総務省10階　共用1001会議室

３　出席者（敬称略、順不同）
［専門委員］
三瓶　政一(主査)、足立 朋子、飯塚　留美、小川　博世、高野　祐美子、中村　勝英、橋本　明、吉田　英邦

［関係者］
荒木　正治、植田 由美、大槻　信也、樫木　勘四郎、鐘ヶ江　誠、川相　隆、小山　敏、高山 泰一、野原 光夫、水池　健、宮寺　好男、山本　武志

［事務局］
森下、高橋、奥井、保坂、竹下、桐山、加賀谷、小柳

４　配付資料
資料地－27－1　　地上業務員会（第26回）議事要旨（案）
資料地－27－2　　ITU-R SG5 関連会合報告書（案）
資料地－27－3　　ITU-R SG5 関連会合への日本寄与文書（案）
資料地－27－4　　ITU-R SG5 関連会合への対処方針（案）

参考資料１　　ITU-R SG5関連会合の開催案内
参考資料２　　ITU-R SG5 関連会合の日本代表団一覧
参考資料３　　地上業務委員会構成員名簿

５　議事概要

（１）地上業務委員会（第２６回）の議事要旨について
【資料地－２７－１】

地上業務委員会（第２７回）の議事要旨について、事務局から説明があった。なお、修正項目がある場合は１１月１３日（水）までに事務局へ連絡する旨了承された。

（３）ITU-R SG5 WP5A、WP5B及びWP5C第11回会合の報告について

【資料地－２７－２】

事務局から、ITU-R SG5 WP5A、WP5B及びWP5C第11回会合の報告があり、承認された。

（４）ITU-R SG5 WP5A、WP5B及びWP5C第12回会合への日本寄与文書案について

【資料地－２７－３―１】

大槻氏から「勧告改訂草案ITU-R F.1763に向けた作業文書の修正提案」について説明があり、特段の質疑はなく承認された。

【資料地－２７－３―２】

高山氏から「新報告書案「航空機を利用した公衆移動通信システム」ITU-R [LMS.ATG]への修正提案」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

橋　本　委　員：寄与文書案中に「working document」という用語が出てくるが、本新報告草案は99％出来上がっており、前回WP5A会合では、フランスがもう少しだけ見直したいと主張し、フランスが米国とカナダを説得して前回会合での作業完了を見送ったという経緯がある。そのため、米国とカナダは今回で完成させるという姿勢で臨んでくるはずであるため、日本寄与文書の中で「working document」と記載すると、日本が作業を差し止めしているように受け取られるおそれがある。そのため、日本提案を反映した新報告草案を新報告案へ格上げすることを提案文書に入れ込んだ方が良い。また、§2 と§3 は、ほとんど同じことを記載している上、「modification of structure」といった表現でstructure を大幅に変えたという印象を与えるのは良くない。実際にrenumbering であるから、renumbering であることをはっきりとさせた方が良い。§3 は不要であろう。

小　川　委　員：タイトル中の「LMS.ATG」は不要ではないか。その他、不要な用語（working document）を削除すべき。

高　　山　　氏：ご指摘のとおり修正する。

【資料地－２７－３―３】

野原氏から「3GHz以上の周波数帯におけるブロードバンドモバイルシステムの小カバレッジによる運用ガイドラインに関する研究の提案」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

三　瓶　主　査：本提案ではどのシステムを想定しているのか。
野　　原　　氏：勧告 M.1801 に記載されているシステムを想定している。

【資料地－２７－３―４】

樫木氏から「新レポート草案［LMS.CRS2］作業文書の改訂提案」について説明があり、エディトリアルな修正を施し、承認された。

【資料地－２７－３―５】

小山氏から「議題 1.18「79 GHz帯短距離高分解能レーダー」のシステム特性に関する新勧告草案への変更提案」について説明があり、以下の質疑応答の後、承認された。

三　瓶　主　査：本提案は事前にドイツとの調整はできているのか。
小　　山　　氏：事前に相談をし、本提案についても調整済みである。

【資料地－２７－３―６】

小山氏から「77.5-78 GHz帯の自動車用レーダーのシステム特性及び共用と干渉検討に関する新レポートに向けた作業文書への変更提案」について説明があり、特段の質疑はなく承認された。

【資料地－２７－３―７】

山本氏から「車車間及び路車間（V2X）通信に関する暫定新勧告草案へ向けた作業文書への改訂提案」について説明があり、エディトリアルな修正を施し、承認された。

【資料地－２７－３―８】

事務局から「新報告草案へ向けた作業文書に対する修正提案　3-50 MHz帯で運用する海洋レーダーの周波数利用のためのガイドライン」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

橋　本　委　員：§3.4.1 中の第 2 項目の文末にある「for an appropriate period」という言葉は、「stop transmission of the radars」を修飾しているため、文末ではなく、「priority」と「after」の間に記載すべき。また、§3.4.1 の最後のパラグラフの冒頭「This method」は「These methods」に修正すべき。なお、同パラグラフ中の「shortly」が「上記文書の「immediately」と同じ意味であれば、言葉を合わせた方が良い。

事　務　局：ご指摘のとおり修正する。また、用語は「immediately」に統一させる。

足　立　氏：TABLE 2A 中の「?」マークは何を意味するのか。

事　務　局：値の見直しを意図しており、TABLE 2A にその旨を記載している。

足　立　氏：この表現では値の見直しの必要性を意味しない。

事　務　局：表現を見直す。

三　瓶　主　査：§3.4.1 中の箇条書きの文書の文末のピリオドは不要である。

事　務　局：ご指摘のとおり修正する。

【資料地－２７－３―９】

事務局から「WP 5A及び5C宛てリエゾン文書案　3-50 MHz帯の海洋レーダーで使用されるコールサイン」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

橋　本　委　員：Attachment の第 3 パラグラフ中の WP5A と WP5C を説明する文書「which are ……, respectively」中の「HF systems」と「Morse code」が逆になっている。

事　務　局：ご指摘のとおり修正する。

【資料地－２７－３―１０】

事務局から「海洋レーダーのデータベース構築に対するコメント」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

三　瓶　主　査：「周波数管理機関」と「データベース」の境界線が不明瞭ではないか。

事　務　局：日本としては、海洋レーダーの調整は決議 612 に従うこととしている。

三　瓶　主　査：「データベース」と「周波数管理機関」を明確に切り離した方が良いのではないか。「周波数管理機関」の設置に反対するのであればそれを明確に文書に記載した方が良いのではないか。

事　務　局：米国が提案した「周波数管理機関」は、我が国の他、フランスやドイツが反対しており、前回会合において、元々、作業文書の本体にあっ

たテキストを Annex に移動させ、調整の一例ということにした。参加者の間では、「周波数管理機関」が調整の一例という位置づけで Annex にある限りは、問題ないとした。

橋　本　委　員：supplementary という用語が用いられているが、この用語は必要なのか。

事　　務　　局：BR から入力された文書の中で、「データベース」を supplemental に使用すると言うことが示されており、我が国としてもそれに賛同したいと考えており、この用語を寄与文書案の中で用いている。

橋　本　委　員：日本として、決議 612 に基づく調整があった上で、データベースを補完的に利用するという理解なのであれば、現在の案で問題ない。

【資料地－２７－３―１１】

事務局から「WP1A宛て回答リエゾン案　周波数有効利用のためのレーダーのロールオフマスクの改善に向けた研究について」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

三　瓶　主　査：Annex 8 の中に「最終的には 40 dB/decade」とするとあるのか。

事　　務　　局：Design objective の中には「40 dB/decade」とするとなっているが、現時点では、40 dB/decade とする研究をいったん中止することとなる。

橋　本　委　員：日本としては、研究は継続という気持ちがあるものの、将来、検討したいという考えだと理解している。

事　　務　　局：そのとおりである。

中　村　委　員：40 dB/decade のロールオフマスクの制限値が実現できているのは船舶用固体素子レーダーのみであり、この議論は 10 年以上やっている。そのため、ここで一区切りをつける。

【資料地－２７－３―１２】

宮寺氏から「ITU-R勧告M.493-13の改訂提案　海上移動業務で用いるデジタル選択呼出システム」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

橋　本　委　員：カバーシート中の「This proposal」は何を指しているのか。これは「the result of the WRC-12」ではないか。

宮　　寺　　氏：ご指摘のとおりなので、そのように修正する。

橋　本　委　員：同ページ中及び 2 ページ目のタイトルの「proposal modification」は、

「proposed modification」とする方が適切である。

宮　　寺　　氏：ご指摘のとおり修正する。

【資料地－２７－３―１３】

事務局から「議題1.16の議論へ向けた作業文書」について説明があり、以下の質疑応答の後、エディトリアルな修正を施し、承認された。

橋　本　委　員：中国発案の寄与文書であるため、どこまで修正可能か不明であるが、カバーシートの冒頭に記載されている議題 1.16 の記述は不要である。

橋　本　委　員：本寄与文書案の§4 においては、CPM テキスト案の修正を提案しており、重要な要素が含まれるため、タイトルの見直しが必要である。また、現在、WP5B 議長報告に添付されているものが「working document」であるならば、「working document towards draft CPM text」の修正提案とした方が良い。

事　　務　　局：前回 WP5B 会合の議長報告に添付されている文書では、「working document」となっている。タイトルの修正に関しては、中国と調整したい。

宮　　寺　　氏：CH 1027 及び 1028 の「From coast stations」に周波数が明記されていないため、修正したい。

事　　務　　局：後ほど事務局内で確認し、修正する。

【資料地－２７－３―１４】

植田氏から「暫定改訂勧告案ITU-R F.1105-2の修正提案　災害救援のための固定無線システム」について説明があり、承認された。

【資料地－２７－３―１５】

荒木氏から「勧告ITU-R F.1336-3改訂に関する作業文書の修正案　1-70GHzにおける共用研究用P-MP方式オムニ、セクタアンテナ等基準放射パターン」について説明があり、エディトリアルな修正を施し、承認された。

（５）ITU-R SG5 WP5A、WP5B、WP5C第12回会合への対処方針案について

【資料地－２７－４】

事務局より、ITU-R SG5 WP5A、WP5B、WP5C第12回会への対処方針（案）について説明が行われ、承認された。

（６）その他

修正の必要がある寄与文書については、１１月８日（金）１３：００までに事務局に提出することになった。

また、承認された寄与文書について、大きく主旨の変更がない限りは、文書案の変更の可能性がある旨、事務局から了承を求め、承認された。

以上